

令和3年度第4回 涌谷町健康と福祉の丘運営委員会説明資料

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和4年2月18日

涌谷町町民医療福祉センター

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和31年浦谷町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「研究手当、地域活動手当、麻酔手当、夜間看護手当、夜間介護手当及び待機手当とし、」を削り、表に次の号を追加する。

7 指定救急手当	医師	
	休日診療指定日及び病院群輪番制指定日の救急外来診療業務	日直1回につき 10,000円 宿直1回につき 10,000円
	次の(1)から(3)の日における救急外来診療業務 日直又は宿直	日直1回につき 10,000円 宿直1回につき 10,000円
	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日((1)及び(2)に掲げる日を除く。)	
	医療職給料表(二)、医療職給料表(三)、行政職給料表の適用を受ける職員	
8 在宅訪問診察手当	休日診療指定日及び病院群輪番制指定日の救急外来業務	日直1回につき 2,950円 宿直1回につき 2,950円
	医師	

	次の(1)から(3)の日に在宅に往診した場合 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ((1)及び(2)に掲げる日を除く。)	1回につき 18,000円
	上記以外の日に在宅に往診した場合	1回につき 12,000円
9 治験手当	医師が薬等の市販後調査に協力した場合	市販後調査報酬額(税抜き)の1/2
10 麻薬管理手当	麻薬を管理する職員	月額 5,000円
11 総合指導手当	医師(初任給調整手当支給規則(涌谷町規則第11号)第2条に掲げる職で同規則第3条の規定する大学の卒業の日から29年以上の職員)	月額 200,000円(ただし、初任給調整手当が支給されている職員は、その差額とする。)
12 院外業務手当	医師等が国、地方公共団体、学校その他公的機関等での健康診断等の医療活動をした場合	当該報酬額(税抜き)の50%に相当する額
13 調整手当	薬剤師の資格を持ち、調剤業務・服薬指導を行う職員。	月額 20,000円
14 医務手当	医師	月額2,000,000円以内 で管理者が定める額
15 新規入院患者手当	医師が新規入院患者の担当医となった場合	1人につき 5,000円

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

					の日（（１）及び（２）に掲げる日を除く。）	
					医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、行政職給料表の適用を受ける職員	
					休日診療指定日及び病院群輪番制指定日の救急外来業務	日直 1 回につき 2,950円 宿直 1 回につき 2,950円
					医師	
				8 在宅訪問診察手当	次の（１）から（３）の日に在宅に往診した場合 （１） 土曜日及び日曜日 （２） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 （３） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（（１）及び（２）に掲げる日を除く。）	1 回につき 18,000円

				上記以外の日に在宅に往診した場合	1回につき 12,000円
			9	治験手当 医師が薬等の市販後調査に協力した場合	市販後調査報酬額（税抜き）の1/2
			10	麻薬管理手当 麻薬を管理する職員	月額 5,000円
			11	総合指導手当 医師（初任給調整手当支給規則（涌谷町規則第1号）第2条に掲げる職で同規則第3条の規定する大学の卒業の日から29年以上の職員）	月額 200,000円（ただし、初任給調整手当が支給されている職員は、その差額とする。）
			12	院外業務手当 医師等が国、地方公共団体、学校その他公的機関等での健康診断等の医療活動をした場合	当該報酬額（税抜き）の50%に相当する額
			13	調整手当 薬剤師の資格を持ち、調剤業務・服薬指導を行う職員	月額 20,000円
			14	医務手当 医師	月額2,000,000円以内で管理者が定める額
			15	新規入院患者手当 医師が新規入院患者の担当医となった場合	1人につき 5,000円